



緊急特別号

「浦安の絆」でまちの復興を!!

「浦安の絆」のもと

復興に向けて

この度の三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という、これまで経験したことのない大地震は、巨大津波を発生させ、多くの皆様の尊い生命を奪いました。

不幸にもこの災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、残されたご家族の皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。

また、この大地震はこの浦安の地にも大きな被害をもたらしました。

被害に見舞われた市民はじめ商工業者の皆様に、心より、お見舞い申し上げます。

浦安商工会議所は、行政と連携を図りながら、この未曾有の災害に役職員がひとつとなり、街の復興に務めてまいります。

早速、緊急特別相談窓口を設置し、商工業者の皆様のご相談をお受けする体制を整えましたので、些細なことでも、遠慮なくご相談下さい。

今後も浦安商工会議所は、商工業者の皆様に対して、何ができるのか。何が必要とされているのか、原点に立ち返り、人と人とが信頼と思いやりによってふれあう「絆」を大切にしていきたいと思えます。

市内の商工業者の皆様、「浦安の絆」のもと、復興に向けて、皆で困難に立ち向かってまいります。

浦安商工会議所 会頭 柳内光子

緊急特別相談窓口を設置

「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口の実施について」

3月11日(金)の東北地方太平洋沖地震により被災されました皆様、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。浦安市内では大きな被害が出ております。ライフラインの復旧作業は、順次取り組んでいきます。

最新の災害状況は、浦安市のホームページでご確認ください。浦安商工会議所では、標記窓口を設置しています。

▼確定申告の期限延長(裏面掲載)
浦安市制度融資(経営安定化資金)
浦安市商工観光課
電話 047-351-1111

▼県制度セーフティネット資金
(市町村認定・災害関連保証)
○経営・金融相談窓口
千葉県商工労働部経営支援課金融支援室
電話 043-223-2707

○経営相談窓口
財団法人千葉県産業振興センター
(チャレンジ企業支援センター)
電話 043-299-2907

相談時間 9時~17時
▼公的機関の災害復旧資金、
○日本政策金融公庫
船橋支店 国民生活事業
電話 047-433-8252

千葉支店 中小企業事業
電話 043-243-7121

○商工組合中央金庫
浦安出張所
電話 047-355-8011

○千葉県信用保証協会
松戸支店保証課
電話 047-365-6010

その他、労務等、事業のことでお困りのことがございましたら、些細なことでも構いません。どうぞご利用ください。

問合せ 中小企業相談所
電話 047-351-3000

問合せ 電話 047-351-3000

●り災証明書、被災証明願●

台風や雷などの自然災害で、家屋やカーポート、電化製品などに被害を受けた場合、修理をするために保険の請求をしたところ、り災証明書または被災証明願が必要であるというケースがよくあります。り災証明書、被災証明願とは、家屋などが被災したことを証明する書類です。申請には、申請者の印鑑、被害状況が確認できる写真または修理のための見積書などが必要になります。

り災証明書とは 地震により被害を受けた家屋を対象に、被害の程度を証明するものです。	被災証明願とは 地震災害を受けた事実や塀・門扉などの付帯物、動産などの被害を証明するものです。
--	--

問合せ先 浦安市 351-1111

「浦安の絆」募金始まる 義援金への協力をお願い

このたびの大規模地震により、被災されたみなさまに心からお見舞いを申し上げます。浦安商工会議所では、今回の大震災で被災された方々への義援金を募ります。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。(※ 千葉銀行本支店では、窓口での送金手数料が免除となります。)

【送金先】 千葉銀行 浦安支店 普通預金 口座番号 3618166
浦安商工会議所 会頭 柳内 光子 (3月29日(火)より開始)

各種保険加入の皆様へ

東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震による被災者（東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発事故の被災者を含む）に対し、契約者保護の観点から、地震発生日以降その罹災の状況に応じ、以下のとおり特別措置を行うことができますものとなります。

特別措置

1. 特別措置の内容

東北地方太平洋沖地震（今回の地震に伴う福島第一原発事故を含む）および長野県北部地震発生日以降、以下の措置を行います。

- ① 継続契約の締結手続き猶予
継続契約の締結手続きについて、最長6か月間猶予します。
- ② 保険料の払い込み猶予
保険料の払い込みについて、最長6か月間猶予します。
* 猶予期間については、今後の状況に応じてさらなる延長も検討することになります。

2. 特別措置適用者の対象者

- 震災により通常の契約手続き等が困難となる以下の①～④のいずれかに該当する契約者を対象とします。
- ① 今回の震災で被災された契約者
 - ② 今回の震災で被災された代理店・扱者（直販社員、特別研修生）の取扱う契約者
 - ③ 今回の震災の復旧に派遣された警察官、自衛隊、電力会社等の職員
 - ④ その他今回の震災に係る適用が妥当と判断される方についても検討中

本措置の適用をご希望の方は、ご契約のお取扱代理店、または左記にお問い合わせください。

アクサ生命保険(株)
0120-948-1193
関東自動車共済(協)
047-361-0901
千葉県火災共済(協)
047-246-1011
あいおいニッセイ同和損害保険(株)
0120-101-1101
(株)損害保険ジャパン
0120-727-1110
東京海上日動火災保険(株)
047-411-1131
三井住友海上火災保険(株)
0120-632-2277

確定申告の期限延長

災害による所得税の申告、納付等の期限延長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害により被害を受けた方は、確定申告の提出、納付の期限を延長することができます。

期限延長を希望する方は国税庁ホームページまたは市川税務署へお問合せの上、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」もしくは「所得税の申告等の期限延長申請書」と確定申告書を市川税務署へ提出となりますので、ご確認ください。
問合せ 市川税務署
電話 047-335-4101

◆ 善意がよせられる ◆

市内の皆様はもとより、会員、全国の商工会議所から、たくさん善意が寄せられています。
市内の流通はまだ、回復の見込みに乏しく、生活用品、食料、燃料等、不足している物資もあります。
余震も続く中、多くの皆様が不便かつ不安な日々を強いられています。
当所では、引き続き会員事業所や全国の商工会議所並びに行政等と連携を取り、支援活動を続けてまいります。
この紙面をお借りしご支援をいただきましたことに、厚く感謝致しますとともに、今後も、支援へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



人と人が信頼と思いやりによってふれあう「絆」を大切にしていきたい。健康であり続けたい。

このたびの震災で被害に遭われた多くの方がたに対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

京葉ガスがガスをお届けしている浦安市の一部地域のお客さまには、二次災害の防止のため都市ガスの供給を一時停止させていただくこととなり、多大なるご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

計画停電時のガス機器のご使用についてのお願い

- ① ガス機器のご使用時は、窓を開けるなどして換気を十分に行ってください。
- ② タイマー機能を持つガス機器をご使用の場合は、停電終了後に時計の設定を再度行ってください。



京葉ガス ホームサービス部南部営業設備センター

東北地方太平洋沖地震により、被害を受けられた皆さま、心よりお見舞い申し上げます。

当社の設備に大きな被害を受けたことから、電気を安全にお届けするために電柱等設備の改修に全力で取り組んでいます。

ご理解、ご協力よろしくようお願い申し上げます。

東京電力株式会社 京葉支社